

第 10 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成25年3月15日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

平成25年3月15日(金曜日)

午前10時0分開議

午前11時57分閉会

本日の会議に付した事件

議案第33号 平成25年度熊本県一般会計予算

議案第38号 平成25年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち

議案第39号 平成25年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第40号 平成25年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

議案第45号 平成25年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

議案第70号 熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

議案第71号 熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定について

議案第72号 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 熊本県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について

議案第76号 熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 熊本県港管理事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 熊本県営住宅条例の一部を改

正する条例の制定について

議案第85号 工事請負契約の締結について

議案第86号 工事請負契約の変更について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員(7人)

委員長 森 浩 二

副委員長 淵 上 陽 一

委員 岩 中 伸 司

委員 西 聖 一

委員 早 田 順 一

委員 内 野 幸 喜

委員 杉 浦 康 治

欠席委員(1人)

委員 井 手 順 雄

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 船 原 幸 信

総括審議員兼

河川港湾局長 上 谷 昌 史

政策審議監 佐 藤 伸 之

道路都市局長 猿 渡 慶 一

建築住宅局長 生 田 博 隆

監理課長 金 子 徳 政

用地対策課長 鳥 山 礼 生

土木技術管理課長 西 田 浩

道路整備課長 手 島 健 司

道路保全課長 亀 田 俊 二

都市計画課長 内 田 一 成

下水環境課長 軸 丸 英 顕

河川課長 林 俊一郎

港湾課長 松 永 信 弘

砂防課長 古 澤 章 吾

建築課長 坂 口 秀 二
営繕課長 田 邊 肇
住宅課長 平 井 章

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松 尾 伸 明
政務調査課主幹 福 田 聖 哉

午前10時0分開議

○森浩二委員長 ただいまから、第10回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

議事次第のとおり、平成25年度当初予算及びその他の議案について執行部からの説明を求めた後、質疑、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 御異議なしと認めます。よって、それに従い進めてまいりたいと思います。

なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔をお願いします。また、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、船原土木部長に総括説明をお願いします。

○船原土木部長 それでは、今定例会県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、平成25年度当初予算関係議案5件、条例等関係議案11件でございます。

まず、平成25年度当初予算の概要について御説明いたします。

一般会計の予算額としましては、848億6,6

22万3,000円、対前年度比109.6%を計上しております。

特別会計につきましては、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の4つの特別会計がございますが、合計で76億3,614万2,000円、対前年度比86.9%を計上しております。

土木部の一般会計及び特別会計を合わせた予算総額は925億236万5,000円を計上しており、対前年度比は107.2%となります。

平成25年度、土木部においては、熊本広域大水害からの復旧、復興に最優先で取り組むとともに、幸せ実感くまもと4カ年戦略に掲げられました九州新幹線全線開業、政令市移行後の地域振興や州都実現、みどりの創造プロジェクトについて重点的に取り組んでまいります。

1点目は、熊本広域大水害からの創造的復旧、復興でございます。

歴史に名を残す創造的復旧、復興に向け、熊本市や阿蘇市などにおける河川、砂防の激甚災害対策特別緊急事業や災害関連事業、県道内牧坂梨線における斜面崩壊の土砂活用による道路かさ上げに取り組んでまいります。

2点目は、地域振興や生活の安全、安心を支える社会資本整備でございます。

政令市以外での地域振興や防災、減災などの県民生活を支える社会資本整備として、熊本天草幹線道路や平成25年度供用予定の国道445号清水トンネルなどの道路整備、老朽化施設の補強や耐震化、通学路の安全確保、河川改修、天草空港の防災拠点化などの防災・減災対策、八代港の機能強化や大型クルーズ船入港に必要な航行安全対策の策定を進めてまいります。

3点目は、州都をにらんだ熊本都市圏の拠点性向上でございます。

九州におけるハブ機能を強化し、州都実現につなげるため、中九州横断道路や九州中央

自動車道などの幹線道路ネットワークの整備促進、連続立体交差事業の推進、阿蘇くまもと空港周辺道路の拡幅などに取り組んでまいります。

4点目は、みどりの創造プロジェクトの推進でございます。

街並みや沿道、農村における景観向上や河川の環境再生などを図るため、地元市町村などと連携しながら、河川環境整備や市街地、観光地の沿道景観整備などに取り組んでまいります。

以上が平成25年度土木部の主な施策でございます。

次に、条例等関係議案につきましては、条例の改正として、熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について外8件、工事請負契約の締結について外1件、計11件の御審議をお願いしております。

以上、議案の概要等を総括的に説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○森浩二委員長 次に、付託議案について、関係課長から順次説明をお願いします。

○金子監理課長 監理課でございます。

最初に、資料の確認をお願いいたします。

今回は、建設常任委員会説明資料、新規及び主要事業一覧、公共事業等費用負担調書の3冊を御用意しておりますが、新規及び主要事業一覧、公共事業等費用負担調書については、参考としてお届けしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料により御説明させていただきます。

資料の2、建設常任委員会説明資料(平成2

5年度当初予算関係・条例等関係)をお願いいたします。1ページをお願いします。

土木部の当初予算総額は、最上段の右端の合計欄に記載してありますとおり、925億236万5,000円で、対前年度比107.2%となっております。

その内訳としましては、左から、一般会計の普通建設事業につきましては、補助事業は491億6,100万5,000円、県単事業は138億4,764万9,000円、直轄事業は90億8,814万5,000円となっております。

次に、災害復旧事業につきましては、補助事業が26億6,327万1,000円となっております。

投資的経費計としましては、747億6,007万円で、対前年度比112.8%となります。次に、消費的経費につきましては、101億615万3,000円で、対前年度比90.1%となっております。一般会計計としましては、848億6,622万3,000円で、対前年度比109.6%となります。

次に、その右の特別会計につきましては、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の4つの特別会計の合計としまして、投資的経費は20億1,447万円となっております。また、その右側の消費的経費は56億2,167万2,000円となっております。合わせまして、特別会計計ですが、76億3,614万2,000円となります。

次に、2ページをお願いいたします。

平成25年度予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、課ごとの本年度当初予算額、前年度6月補正後の予算額、比較増減額及び右側に本年度当初予算額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の欄の財源内訳でございますが、国支出金が278億1,344万7,000円、地方債が401億5,777万円、その他が133億3,402万5,000円、一般財源が111億9,712万

3,000円となっております。

以上が土木部全体の予算額の状況でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課の当初予算の詳細を記載しております。監理課の予算につきましては、主なものについて御説明させていただきます。

まず、2段目の職員給与費でございます。

職員の給与費につきましては、2月補正予算と同様に、職員給与費または事業費の職員給与費として5ページ以降全ての課に出てまいります。監理課から代表して説明させていただきます。各課からの説明は割愛させていただきます。

監理課関係分としましては、5億3,617万3,000円を計上しておりますが、土木部全体では62億1,558万9,000円を計上しております。

次に、4段目の管理事務費でございます。7,299万円を計上しております。これは宮城県からの要請に基づく職員の派遣に伴う経費等でございます。

次に、6段目の公物・広告物管理指導費でございますが、4,665万7,000円を計上しております。これは熊本土木事務所及び地域振興局土木部所管の公物・広告物管理指導に要する経費でございます。

4ページをお願いいたします。

1段目の管理運営費でございますが、2,553万1,000円を計上しております。これは熊本県地域防災計画に基づく熊本土木事務所の耐震改修工事に要する経費等でございます。

一番下の項目の建設産業支援事業費でございますが、2,245万4,000円を計上しております。これは新熊本県建設産業振興プランに基づいて実施する建設業者等への各種支援に要する経費でございます。

具体的な内容につきましては、説明欄に記載しておりますが、建設業者の新分野進出や

企業合併を支援する補助金、また、経営相談に要する経費、建設産業団体による経営セミナーや広報活動などに対する支援、その他営業所立入調査並びに建設業者の法令遵守の指導に要する経費を計上しております。

以上、監理課の一般会計の予算額は合計で8億3,308万2,000円でございます。よろしくをお願いいたします。

○鳥山用地対策課長 用地対策課でございます。説明資料の5ページをお願いいたします。

土木総務費9,555万8,000円を計上いたしております。

そのうち3段目の収用委員会費は、2,033万9,000円を計上しております。これは収用委員会7名の報酬並びに収用委員会の運営経費でございます。

4段目の登記事務費215万7,000円並びに5段目の土地収用法等事務費130万6,000円につきましては、それぞれ取得した用地の登記促進並びに土地収用法等関係の事務に要する経費でございます。

以上、一般会計合計は、最下段の9,555万8,000円でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

河川改良費につきましては、用地先行取得事業費10億1,777万円を計上いたしております。これは白川河川改修事業の熊本市工区における用地先行取得事業費でございます。

被災地権者の方々の生活再建のため、短期間で用地を取得することを目的としまして、特別会計により用地を先行取得するものでございます。龍田陳内地区ほか7地区の用地の先行取得費を計上いたしております。

以上、用地先行取得事業特別会計合計は、最下段の10億1,777万円でございます。

用地対策課は以上でございます。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。資料の7ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

上から3段目ですが、土木業務推進費として1,989万9,000円を計上しております。これは、土木部職員の技術力向上を図るため、熊本市城南町にあります建設技術センターで実施しております研修への参加者の負担金及び同センターに対しまして研修計画の策定や県が実施しております総合評価入札制度に係る事前登録などの業務を委託する経費でございます。

1行飛びまして5段目ですが、土木行政情報システム費として9,356万5,000円を計上しております。これは、土木部における工事の発注や管理に要するさまざまなシステムの維持費で、内訳は、説明欄に記載のとおり、土木積算システムに要する経費991万7,000円、CALS/EC事業に要する経費8,244万5,000円などとなっております。

最下段でございますが、土木技術管理課計で2億4,604万6,000円となります。

土木技術管理課は以上でございます。

○手島道路整備課長 道路整備課でございます。資料の9ページをお願いいたします。

まず、3段目の国直轄事業負担金でございますが、34億2,731万3,000円を計上しております。これは、九州中央自動車道及び国道3号や国道57号の整備など、国直轄事業の道路事業に関する県の負担金でございます。

4段目の道路管理費でございますが、221万9,000円を計上しております。内訳は、道路公社職員の共済費負担金と九州中央自動車道建設促進協議会や日本道路協会などの負担金でございます。

次に、下から2段目の道路改築費でございますが、地域高規格道路の整備に要する経費

といたしまして23億5,800万円を計上しております。内訳は、国道266号の大矢野バイパスの登立トンネル、新天門橋の整備及び用地買収促進等の経費でございます。

次に、最下段の単県道路改築費でございますが、21億1,085万4,000円を計上しております。内訳は、右の説明欄にございますとおり、県道内牧坂梨線ほか94カ所でございます。

続きまして、10ページをお願いします。

1段目の地域道路改築費でございますが、99億8,979万5,000円を計上しております。内訳としましては、五木村振興が、国道445号に12億5,230万円、国道が、国道324号知十橋のかけかえほか16カ所について34億5,146万3,000円、県道が、竜北小川停車場線ほか73カ所について52億8,603万2,000円を計上しております。

また、説明欄にございますように、債務負担行為の設定を1カ所お願いしております。国道389号下田南3号トンネルの工事でございますが、平成26年度から28年度までの3カ年、合わせまして11億5,000万円を限度額とします債務負担行為の設定をお願いしております。

続きまして、2段目の道路計画調査費といたしまして900万円を計上しております。これは地域高規格道路としての整備を検討すべき路線・区間に関する調査を行うものでございます。

次に、3段目の単県幹線道路整備特別事業費でございますが、2億643万5,000円を計上しております。これは、熊本天草幹線道路、熊本阿蘇幹線道路、南関IC～荒尾・長洲幹線道路の3路線を重点的に整備するための事業費でございます。平成25年度は、熊本天草幹線道路の本渡道路の調査費、地質調査、地形調査などを1億円計上して事業促進に努めます。

次に、4段目の道路施設保全改築費(橋り

よう補修分)でございますが、9億160万円を計上しております。これは、震災対策や老朽化した橋梁の補修、補強などのための事業費で、国道218号加勢群橋ほか12カ所の整備の費用でございます。

最後に、単県橋りょう補修費でございますが、12億4,800万円を計上しております。これは、比較的小規模な橋梁の補修、補強等のための事業費で、県道八代鏡宇土線松橋跨線橋ほか83カ所の整備の費用でございます。

最下段の道路整備課計でございます。平成25年度当初予算額としまして、合計で208億3,217万6,000円となります。

道路整備課は以上でございます。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

平成25年度当初予算の主な項目について説明いたします。説明資料の11ページをお願いいたします。

まず、1行目の道路橋りょう総務費として12億2,796万9,000円を計上しております。

このうち3行目の道路管理費は、説明欄に記載のとおり、各種の道路管理事業や道路調査事業などの経費として3,066万1,000円を計上しております。

次に、下から4行目の道路維持費として43億8,127万1,000円を計上しております。

内訳として、下から3行目の単県道路災害防除費につきましては、落石対策等の防災対策工事を行うもので、5億7,933万9,000円を、下から2行目の単県道路修繕費は、道路パトロールや街路樹などの植栽管理、除草、積雪対策などを行うための費用として32億3,875万4,000円を、最下段のやさしい道づくり事業費は、通学路などの歩道整備や道路案内標識の整備などを行うもので、2億7,796万3,000円を計上しています。

次に、12ページをお願いいたします。

1行目の単県沿道環境整備事業費は、市街

地や観光地の沿道景観整備を行うもので、3億3,000万円を計上しております。

2行目の道路新設改良費として83億1,835万2,000円を計上しております。

内訳として、3行目の道路舗装費は、単県事業でございます。舗装補修事業、側溝整備事業、旧道移管事業などを行うための費用として22億7,953万5,000円を、次に、4行目の道路施設保全改築費は、道路災害防除事業、交通安全施設等整備事業、舗装補修事業などを行うための費用として63億3,863万円を計上しております。いずれの事業も、事業箇所は説明欄に記載のとおりでございます。

以上、最下段に示しますとおり、道路保全課の平成25年度当初予算総額は139億2,759万2,000円となります。

以上でございます。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。資料の13ページをお願いいたします。

都市計画課の当初予算につきまして、主なものを御説明いたします。

上から3段目の景観整備費でございますが、4,647万6,000円を計上しております。これは緑化景観対策事業や民間施設緑化推進事業などを行うものでございます。

下から3段目の都市計画総務費でございますが、92億7,104万8,000円を計上しております。この内訳の主なものにつきまして御説明をいたします。次の14ページをお願いいたします。

3段目の公園維持費でございますが、1億7,054万9,000円を計上しております。これはテクノ中央緑地、本妙寺山緑地及び水俣広域公園の指定管理者への委託などがございます。

5段目の都市交通調査費でございますが、熊本都市圏における将来の総合的な都市交通計画を策定するための調査検討に要する経費、1億2,500万円を計上しております。

一番下の段の都市計画調査費でございますが、これは主に都市計画の変更、決定に向けた調査を行うための経費、1億797万6,000円を計上しております。

次の15ページをお願いいたします。

1段目の連続立体交差事業費でございますが、JR鹿児島本線等の高架化工事等のため、86億8,400万円を計上しております。

3段目の街路事業費でございますが、4億9,804万9,000円を計上いたしております。このうち単県街路促進事業費8,804万1,000円は、主要幹線街路等の整備として荒尾海岸線ほか3カ所を予定しております。

また、街路整備事業費4億2,700万円は、主要幹線街路の整備として荒尾海岸線ほか1カ所を予定しております。

その下の段の都市公園費でございますが、都市公園整備事業費に8億1,820万7,000円を計上しております。その主なものは、鞠智城の国営公園化を推進する鞠智城公園推進事業に3,140万円、鞠智城国営公園化PR事業としまして2,000万円と、緊急雇用事業として1,600万円、既設都市公園の整備を行う都市公園整備事業費に6億1,562万7,000円、沿道景観の整備向上を図る沿道景観緑化推進事業費に8,918万円を計上しております。

以上、都市計画課は、最下段のとおり、計108億1,463万9,000円となっております。

以上でございます。

○軸丸下水環境課長 下水環境課です。

まず、一般会計から、主なものにつきまして御説明いたします。委員会資料17ページをお開き願います。

上から2段目、公害防止指導費として1,323万6,000円を計上いたしております。このうち説明欄の2行目に記載しております生活排水適正処理重点推進事業1,000万円は、新規事業であり、整備した下水道等への接続を推進するため、県民への接続経費の助成制度を

新設、拡充する市町村に対し、その費用の一部を補助するものでございます。

上から4段目に、一般廃棄物等対策費として2億6,075万3,000円を計上いたしております。主な内訳といたしましては、浄化槽整備を行う個人や市町村に対して県費補助を行う事業でございます。

次の18ページをお願いいたします。

上から2段目の農業集落排水施設整備推進費として3,188万5,000円を計上いたしておりますが、これは農業集落排水事業を実施する市町村に対して、事業の翌年度に事業費の6.5%を県費補助するものでございます。

次の段の団体営農業集落排水事業費は、国からの交付金を一旦県が受け入れて農業集落排水施設整備を行う市町村に交付するもので、9,320万円を計上いたしております。

下から2段目の漁業集落環境整備事業費として1,889万3,000円を計上いたしております。このうち説明欄の上段に記載の漁業集落排水施設整備後年交付金329万3,000円は、漁業集落排水事業実施市町村に対し、事業の翌年度に事業費の6.5%を県費補助する事業です。また、漁業集落排水施設整備事業費1,560万円は、国からの交付金を一旦県が受け入れて実施市町村に交付するものです。

次の19ページをお願いいたします。

上から4段目、下水道推進費として1,357万円を計上しておりますが、このうち説明欄の上段に記載しております下水道施設危機管理検討事業1,000万円は、地震等で被災した際に、どのように下水処理の業務を継続していくのか検討するための基礎調査の費用でございます。

下から3段目、流域下水道事業特別会計繰出金3億2,874万3,000円を計上いたしておりますが、これは流域下水道特別会計における公債費等の財源充当のための繰出金でございます。

以上、一般会計の合計は、最下段記載のと

おり、8億8,044万4,000円でございます。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。委員会資料の20ページをお願いいたします。

上から3段目の熊本北部流域下水道管理費は、熊本市、合志市及び菊陽町を対象とする流域下水道の維持管理に必要な経費等で、9億9,432万9,000円を計上いたしております。

下から3段目の熊本北部流域下水道建設費（交付金事業）は、7億7,700万円を計上いたしております。内容は、浄化センターの増設及び改築等の費用でございます。

なお、説明欄に記載のとおり、浄化センターの水処理施設の工事につきまして、平成26年度へ4億6,560万円を限度とする債務負担行為の設定をお願いしております。

最下段の球磨川上流流域下水道管理費は、あさぎり町など上球磨の4町1村を対象とする流域下水道の維持管理に必要な経費等で、2億833万2,000円を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。

上から3段目の球磨川上流流域下水道建設費（交付金事業）は、2,060万を計上しており、内容は、処理場の長寿命化計画の設備設計及び総合地震対策計画の策定に要する費用でございます。

上から5段目の八代北部流域下水道管理費は、八代市、宇城市及び氷川町を対象とする流域下水道の維持管理に必要な経費等で、2億2,083万1,000円を計上いたしております。

下から2段目の八代北部流域下水道建設費（交付金事業）は、1,300万円を計上しており、全体計画の見直しのための調査費用でございます。

22ページをお願いいたします。

最上段から3段目にかけて、流域下水道建設に係る公債費といたしまして、起債償還元金4億7,909万4,000円、利子1億8,138万3,000円を計上いたしております。

上から4段目の一般会計繰出金の375万円

は、熊本北部浄化センターで発電した電気が持っておりますグリーン電力価値の売却益の一部を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、流域下水道事業特別会計では、最下段記載のとおり、29億5,071万6,000円を計上いたしております。

下水環境課は以上です。

○林河川課長 河川課でございます。資料の23ページをお願いいたします。

最上段の河川海岸総務費でございますが、68億8,109万3,000円を計上しております。主なものを御説明いたします。

まず、上から4段目の国直轄事業負担金44億8,961万3,000円でございます。これは国が施行する河川改良事業への県の負担金になります。

次に、下から4段目、河川海岸維持修繕費3億円になります。これは河川海岸施設の維持補修に係る経費でございます。

次に、下から3段目、河川管理費で3億1,638万3,000円になります。堤防の雑草処理や水質事故に対応するための経費になります。

次に、最下段の河川掘削事業費5億2,460万円になります。これは河川に堆積した土砂の掘削事業でございます。

24ページをお願いいたします。

最上段のダム管理運営費2億961万6,000円から、その下3段目までは、市房ダムほか4ダム並びに坪井川水系遊水地の管理運営経費、それに老朽化した水位や雨量などの気象観測局の補修費用になります。

次は、上から4段目の河川改良費になります。110億1,292万1,000円を計上しております。主なものです。

まず、次の段の河川改修事業費22億6,536万5,000円になります。これは玉名市の境川ほか16カ所の改修費でございます。

次に、下から4段目、河川激甚災害対策特

別緊急事業費50億7,525万円になります。昨年被災しました白川と黒川の家屋浸水被害を軽減するため、おおむね5年間で実施します緊急事業の2年目になります。

次に、下から2段目、都市基盤河川改修費6,400万円になります。これは熊本市が行います健軍川ほか4カ所の改修費でございます。

次に、最下段の河川総合開発事業費13億1,630万円になります。これは路木ダムの建設費でございます。

路木ダムにつきましては、平成25年度が最終年度になります。工事の進展に伴い、新たに判明した地質状況等により追加対策を講じる必要が生じたため、不測の事態に備え、全体事業費90億円を最大で4億円増加いたしております。なお、事業費の増に伴う完成のおくれはございません。

また、本体工事の請負契約については、数量等が確定した段階で速やかに変更契約案を上程したいと考えております。

25ページをお願いいたします。

最上段の河川等災害関連事業費、10億4,053万円になります。これは災害復旧とあわせて行う改良復旧事業で、大津町の白川ほか6カ所の予算になります。

次に、上から2段目の単県河川改良費から4段目の単県ダム改良費までは、県単独で行います河川改修やダム関連事業でございます。山鹿市の木野川ほか67カ所の改修等を予定しております。

続きまして、5段目の海岸保全費になります。4億6,957万9,000円を計上しております。内訳です。

次の段の海岸高潮対策事業費は、国からの交付金による海岸保全施設の整備、その下の単県海岸保全費は、県単独費で行う整備、さらにその下、海岸保全施設補修事業費は、交付金による海岸堤防等の老朽化対策でございます。

次に、下から2段目の水防費で2,723万2,000円を計上しております。これは、水位計や雨量計などの水防観測機器の運用、保守点検のほか、水防資材の購入等に要する経費になります。

26ページをお願いします。

上から2段目、河川等補助災害復旧費で26億6,327万1,000円を計上しております。内訳です。

まず3段目、過年発生国庫補助災害復旧費16億3,027万1,000円につきましては、23年度及び24年度に発生した公共土木施設の災害復旧を行う経費になります。

その下、現年発生国庫補助災害復旧費10億3,300万円は、25年度の災害発生に備え、迅速な対応が図れるよう、待ち受け予算として計上いたしております。

以上、河川課の当初予算は、最下段にありますとおり、総額で210億5,409万6,000円でございます。

以上です。

○松永港湾課長 港湾課です。説明資料の27ページをごらん願います。

まず、一般会計から御説明いたします。

港湾管理費として3億2,230万3,000円を計上しています。

上から3段目の港湾諸費は、港湾統計事務に関する経費で、4段目の海岸諸費は、海岸施設の維持管理費です。その他、職員給与費、港湾審議会の開催経費等を計上しています。

最下段の港湾建設費として35億5,436万9,000円を計上しています。

28ページをごらん願います。

1段目の重要港湾改修事業は、八代港、熊本港、三角港において臨港道路の冠水対策や防砂堤の整備等を実施するものです。

次に、2段目の地方港湾改修事業は、長洲港の防波堤整備事業等を実施するものです。

次に、3段目の海岸高潮対策事業は、津波、高潮発生時において海岸保全施設の防災機能を確保するため、樋門や排水機場の改修等を実施するものです。

次に、下から3段目の国直轄事業負担金は、八代港及び熊本港において国が施行する航路整備等の港湾改修事業の負担金です。

次の港湾環境整備事業は、熊本港においてしゅんせつ土砂の処分場を整備するものです。

29ページをごらん願います。

1段目の港湾補修事業は、防波堤や岸壁の補修等を行うもので、本渡港ほか9港で実施いたします。

3段目の空港管理費として2億9,115万9,000円を計上しております。これは主として天草空港の管理、運営や修繕等を行う経費ですが、今回、天草空港を防災拠点として整備するための設計委託費を2,000万円計上しています。

次に、下から3段目の港湾整備事業特別会計繰出金ですが、これは港湾特会における起債償還の財源に充てるための繰出金を計上しています。

以上、港湾課の一般会計につきましては、最下段のとおり、55億6,773万1,000円を計上しています。

次に、30ページをごらん願います。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

1段目の施設管理費として5億6,266万9,000円を計上していますが、これは県内各港湾の施設管理費及び維持、補修を行うための港湾修築費です。

次に、下から2段目の公債費として、起債償還の元金と利子を合わせまして25億8,621万7,000円を計上しています。

以上、港湾整備事業特別会計につきましては、最下段のとおり、31億4,888万6,000円を計上しています。

続いて、31ページをごらん願います。

臨海工業用地造成事業特別会計について御説明いたします。

1段目の熊本港臨海用地造成事業費として5,000万円を計上しています。これは、熊本港周辺海域における漁業の振興を図るため、漁場の整備や稚魚の放流等を行うものです。

次に、下から2段目の公債費として、起債償還の元金と利子を合わせまして4億6,877万円を計上しています。

以上、臨海工業用地造成事業特別会計につきましては、最下段のとおり、5億1,877万円を計上しています。

港湾課は以上です。

○古澤砂防課長 砂防課でございます。説明資料の33ページをお願いいたします。

砂防課の平成25年度の当初予算の主なものを説明いたします。

砂防費の中で、第5段目をごらんください。通常砂防事業費に6億8,505万6,000円を計上いたしまして、芦北町の前田川ほか13カ所を整備いたします。

次の6段目でございますが、地すべり対策事業費に2億7,120万円を計上し、天草市の大地地区ほか5カ所を整備いたします。

次の7段目でございますが、急傾斜地崩壊対策事業費に12億8,960万円を計上いたしまして、八代市の板持地区ほか37カ所を整備いたします。

8段目、単県事業でございますけれども、単県砂防事業に1億8,527万円を計上いたしまして、熊本市の木原川ほか12カ所を整備いたします。

次の9段目の単県地すべり対策費に3,200万円を計上いたしまして、八代市の日当地区ほか8カ所を整備いたします。

次の34ページをごらんください。

1段目の単県急傾斜地崩壊対策費に1億8,575万4,000円を計上いたしまして、熊本市の

塩屋C地区ほか14カ所を整備いたします。

少し飛ばしまして4段目の国直轄事業負担金につきまして1億8,974万7,000円を計上いたしまして、国が行います川辺川流域におきます砂防設備整備に負担金として負担いたします。

次の5段目の砂防激甚災害特別緊急事業費に21億円を計上いたしまして、昨年の大水害に伴います阿蘇地域での災害復旧を行います阿蘇市の坂梨ほか29カ所を整備いたします。

6段目の火山砂防事業費に13億9,390万円を計上いたしております。説明欄をごらんください。

まず、火山砂防事業に13億8,320万円を計上し、球磨村の岳本1ほか33カ所を整備いたします。また、火山噴火警戒避難対策事業に1,070万円を計上いたしまして、阿蘇火山土砂災害監視システムの検証などを行う予定でございます。

7段目の土砂災害監視システム維持管理費に3,853万1,000円を計上いたしまして、土砂災害監視システムの維持管理を行います。

それから、8段目の単県砂防施設維持管理費に7,614万円を計上いたしまして、砂防設備の修繕並びに砂防設備の周りの土砂、流木等の撤去を行います。

次ページの35ページをお願いいたします。

1段目の土砂災害警戒避難対策事業費に8億9,094万5,000円を計上しております。説明欄をごらんください。

まず、土砂災害情報相互通報システム整備事業に3,231万4,000円を計上いたしまして、土砂災害警戒情報の検証や土砂災害警戒区域等のインターネット配信用のデータのツイッターを行います。また、砂防関係基礎調査事業費に8億5,863万1,000円を計上いたしまして、土砂災害防止法に基づきます土砂災害警戒区域の指定等に必要の基礎調査を行います。

次の2段目でございます。砂防設備等緊急

改築事業費に3,150万円を計上いたしまして、五木村の横手谷川の砂防施設の改築を行います。

以上、最下段に記載のとおり、砂防課といたしまして75億9,553万1,000円の予算を計上しております。

砂防課の説明は以上でございます。

○坂口建築課長 建築課でございます。説明資料の37ページをお願いいたします。

建築課予算の主なものを御説明いたします。

3段目のくまもとアートポリス推進費でございますが、1,383万6,000円を計上しております。これはアートポリス事業の運営、企画等に要する経費でございます。

次に、5段目の建築基準行政費でございますが、3,966万6,000円を計上しております。これは建築基準指導業務及び建築物の防災対策を推進するための経費等でございます。

次に、資料の38ページをお願いいたします。

1段目の市街地環境整備促進費でございますが、2,279万7,000円を計上しております。これは、民間建築物のアスベスト改修を促進するため、1,000平米未満の既存建築物に関するデータベースの整備等に要する経費でございます。

以上、建築課分といたしまして、最下段でございますが、4億4,905万4,000円を計上しております。よろしくをお願いいたします。

○田邊営繕課長 営繕課でございます。説明資料の39ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

3段目の営繕管理費でございますが、3億5,435万4,000円を計上しております。これは県有施設の保全改修等に要する経費でございます。

以上、最下段のとおり、5億4,148万円を

計上しております。

営繕課は以上です。

○平井住宅課長 住宅課でございます。資料の41ページをお願いいたします。

まず、1段目の住宅管理費でございますが、9億4,094万5,000円を計上しております。

主なものですが、3段目の公営住宅維持管理費といたしまして7億7,794万5,000円を計上しております。これは県営住宅の維持管理に要する経費でございまして、指定管理者への委託料や管理事務費などでございます。

次に、下から4段目の住宅建設費でございますが、10億8,784万9,000円を計上しております。

主なものですが、下から3段目の公営住宅建設費といたしまして1億922万7,000円を計上しております。これは県営山の上団地に残っております既存住棟の解体工事費などでございます。

次に、42ページ、1段目でございますが、公営住宅ストック総合改善事業費といたしまして7億9,604万円を計上しております。これは県営住宅の住戸改善や外壁改修などに要する経費でございます。

最後に、3段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費といたしまして1億8,526万円を計上しております。これは高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額補助とサービスつき高齢者向け住宅を整備する民間事業者への補助などでございます。

以上、住宅課の平成25年度当初予算額は、最下段のとおり、20億2,879万4,000円を計上させていただきます。

住宅課は以上でございます。

○手島道路整備課長 道路整備課でございます。

議案の第70号熊本県が管理する県道の構造

の技術的基準等に関する条例の制定について御説明申し上げます。資料は43ページから66ページまででございます。66ページの概要で御説明申し上げます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う道路法の一部改正に伴い、熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等について、条例で定める必要があることから制定しようとするものです。

この条例は、国が定める基準を参酌して、県道の構造の技術的基準や案内標識等の寸法など、内容の(1)から(4)までに記載するものを定めます。

この条例では、国の基準に加え、条例第47条第3項に、案内標識等の寸法の縮小に関する規定を県独自基準として追加することとしております。

道路標識には、目的地の地名や方向などを示す案内標識や道路上の注意を払うべき事柄などを示す警戒標識などがあります。今回の道路法の改正により、これらの表示板や文字の寸法を条例で定めることとなっております。

県では、自動車の運転者からの視認性を考慮して検討した結果、標準の寸法や寸法を拡大する場合の考え方については、国が定める参酌基準と同一の規定としております。

一方で、標準の寸法の道路標識だと、設置する場所によっては自動車の通行に支障を与える場合があることや自然景観や都市景観が損なわれる場合もあることから、設置場所の状況により必要な場合には、標準の寸法よりも縮小することができる特例規定を追加することとしました。なお、寸法の具体的な内容については、規則で定めることとしております。

このほかの県道の構造の技術的基準などについては、検討の結果、国が定める参酌基準と同一の規定としております。

施行日は、平成25年4月1日としております。

続きまして、議案第71号熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定について御説明申し上げます。資料は67ページから79ページまでで、79ページの概要で御説明申し上げます。

この条例は、先ほど申しました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、条例で定める必要があることから制定しようとするものです。

この条例は、国が定める基準を参酌して、歩道等に関する移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準など、内容の(1)に記載するものを定めます。

この条例では、国の基準に加え、条例第7条に、歩道等に設置する排水溝に関する規定を県独自基準として追加することとしております。

今後、高齢者、障害者等の社会参加がふえることが見込まれており、道路の構造もこれらの方々の利用を考慮したものであることが求められます。そのため、つえや車椅子等の使用者の歩道等の使用に対応して、その安全性、円滑性を確保する必要があると考え、歩道等に排水溝を設置する場合には、そのふたはつえ、車椅子等の使用者の通過に支障のない構造とする規定を追加するものです。

具体的には、つえや車椅子の車輪などが側溝のふたの溝に落ち込まない構造とすることで、例えばグレーチングの溝が細かい側溝ぶたあるいは路面に露出しない側溝とすることなどを想定しております。このほかの基準については、検討の結果、国が定める参酌基準と同一の規定といたします。

施行日は、平成25年4月1日としておりま

す。

以上で道路整備課の説明は終わります。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

議案第72号熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、説明資料81ページから82ページをお願いいたします。内容につきましては、82ページの概要にて御説明いたします。

今回の改正は、国の道路法施行令の一部改正に伴い、新たに道路の占用許可対象物件が追加されたことによるものです。

2に記載のとおり、道路の占用許可対象物件として、太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設が追加されました。

改正内容は、3の(1)に記載のとおり、太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波避難施設に係る占用料を定めるもので、太陽光発電設備及び風力発電設備は、熊本市を除く市の区域につきましては、1平方メートル当たり年額1,200円、ほかの町村の区域につきましては年額1,100円とし、津波避難施設は、近傍類似の土地の評価額の2.5%とするものです。

また、あわせて(2)に記載のとおり、上記占用許可対象物件が追加されたことに伴い、条例第2条及び別表に記載されている道路法施行令第7条の号数を順次繰り下げるものです。

施行日については、(3)に記載のとおり、平成25年4月1日からの施行としております。

以上でございます。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。資料の83ページをお願いいたします。

議案第73号風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定

につきまして御説明をいたします。その概要につきまして、資料の84ページで御説明をいたします。

制定改廃の必要性ですが、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令により、10ヘクタール以上の風致地区は、県及び政令市の条例で基準等を定めることになっておりましたが、平成23年11月に同政令が改正され、2つ以上の市町村の区域にわたるものを除き、市町村の条例で定めることとなりました。

この改正には3年間の経過措置があり、この間に県条例適用の風致地区がある八代市、人吉市は条例を制定、施行する必要がありますが、八代市につきましては、平成25年4月1日より市条例が施行されることとなりましたので、県条例を改正するものです。

その内容ですが、県条例の適用範囲から八代市域を除くとするものです。既に熊本市は政令市移行に伴い県条例の適用範囲から除かれておりますので、この除外規定に八代市を加えます。

施行日は平成25年4月1日で、経過措置といたしまして、(3)から(5)に記載のとおり、県条例で行った許可申請は八代市長に行ったものとみなすこと、県条例における違反行為の罰則の適用は従前どおりとすること、及び熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により風致地区に関する許可申請の受け付けを移譲しておりますが、この規定から八代市を削除することなどを定めております。

次に、資料の85ページをお願いいたします。

議案第74号熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。その概要につきましては、資料の88ページで御説明をいたします。

制定改廃の必要性ですが、地域主権一括法の施行に伴う都市公園法の一部改正に伴い、

都市公園の設置基準等について条例で定めるものです。

条例制定に当たっては、県内の都市公園の状況並びに学識経験者の外部意見等を勘案して検討を行った結果、国の基準と同様の規定といたしました。

まず、内容の(1)のとおり、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準並びに都市公園の配置及び規模の基準を定めております。

次に、(2)(3)のとおり、都市公園内の公園施設の建築面積の基準及びその特例を定めております。

施行日は、平成25年4月1日です。

次に、資料の89ページをお願いいたします。

議案第75号熊本県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定につきまして御説明をいたします。その概要につきましては、資料の97ページで御説明をいたします。

制定改廃の必要性ですが、地域主権一括法の施行に伴う高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、熊本県が管理する都市公園内の園路、広場、駐車場及びトイレなどの人の移動にかかわる特定公園施設についての構造を定める条例です。

条例の制定に当たっては、高齢者、障害者等の円滑な移動及び安全性の確保を図るため、学識経験者及び関係団体の代表者等の外部意見等を勘案して検討を行った結果、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の構造について、必要な通路の幅などについては国の基準と同一の規定とし、3、内容の(1)のア、園路及び広場並びにオ、駐車場に関して、独自の基準を設けることといたしました。

具体的には、園路及び広場について、少なくとも1つを満たさなければならない基準としまして、つえ、車椅子等の使用者に対応し

た通路の排水溝の規定、視覚障害者に対応した通路の誘導及び警告を行うための点字用ブロック等の設置の規定などを行います。

また、駐車場につきまして、駐車場内の車椅子利用者用駐車施設と駐車場の出入り口との間の経路の長さをできるだけ短くする規定を設けることといたしました。

施行日は、平成25年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○軸丸下水環境課長 委員会資料99ページをお願いいたします。

第76号議案熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。99ページから101ページまでが今回の改正内容でございますが、102ページの概要で御説明させていただきます。

まず、2の制定改廃の必要性についてですが、いわゆる地域主権一括法の施行に伴う下水道法の一部改正により、県が管理しております流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について、関係規定を整備する必要が生じたことによるものでございます。

3の内容についてですが、今回追加する流域下水道の構造の技術上の基準等が安全面や衛生面に関する基準であり、本県における地域的特性は特に認められませんので、県独自の基準は設けず、本県の流域下水道に該当しない部分を除きまして、政令の参酌基準どおりといたすつもりでございます。

また、この基準等の追加に伴いまして、これまで条例に規定がなかった条例の趣旨と定義とを新たに加えることといたしております。

以上でございます。

○松永港湾課長 港湾課です。103ページ及び104ページをごらん願います。

第77号議案の熊本県港管理事務所設置条例

の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、改正の概要ですが、現在、港管理事務所は、熊本港、八代港、三角港、水俣港の4港に設置されており、港湾施設の使用許可や使用料徴収等を行っていますが、今回、港管理事務所の役割について見直しを行いまして、港湾全体を管理する事務所として位置づけるために関係規定を整備するものです。

次に、制定改廃の必要性ですが、これまで水域である港湾区域については、道路や河川と同様に、各地域振興局において占用許可等を行っており、一方、港管理事務所は、陸域である岸壁や荷役施設等の使用許可を行ってきたところですが、今回、港湾に関する許認可権限を港管理事務所に一元化するため、地域振興局が行ってきた港湾区域の占用許可等についても港管理事務所が行うようにすることで、港湾利用者の利便性の向上や事務事業の効率化を図ることとしたものです。

なお、施行期日については、本年4月1日からとしております。

説明は以上です。

○平井住宅課長 住宅課でございます。105ページをお願いいたします。

第78号議案熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。105ページから111ページまでが今回の改正の内容でございますが、111ページの概要で御説明させていただきます。

2の制定改廃の必要性でございますが、地域自主性一括法の施行に伴う公営住宅法の一部改正に伴いまして、県営住宅の整備基準及び入居者の資格を条例で定めることとしたものでございます。

3の内容でございますが、まず(1)でございますが、これまで公営住宅法の規定に基づき、国土交通省令で定められていた整備基準につきまして、それを参酌して条例で定める

ものでございます。

次に、(2)でございますが、これは入居者の資格である収入基準について、これまでは公営住宅法施行令で入居者が身体障害者である場合等については21万4,000円、それ以外の者については15万8,000円と定められていた金額を、条例で同じ金額として定めるものでございます。

次に、(3)でございますが、これは住宅地区改良法に基づいて建てられた改良住宅について、入居者の資格は公営住宅法の規定を準用しておりまして、住宅地区改良法施行令で入居者が身体障害者である場合等については13万9,000円、それ以外の者については11万4,000円と定められていた金額を、条例で同じ額として定めるものでございます。

なお、改正をいたします本条例につきましては、平成25年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○金子監理課長 監理課でございます。113ページをお願いいたします。

第85号議案につきましては、工事請負契約に関する議案になりますので、監理課から説明させていただきます。

第85号議案工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は国道266号交通円滑化改築(新天門橋)工事、工事内容は橋梁上下部工、工事場所は上天草市大矢野町登立及び宇城市三角町三角浦地内、工期は契約締結の日の翌日から平成29年3月24日まで、契約金額は72億405万円、契約の相手方は横河・日本ピーエス・吉田・吉永建設工事共同企業体、契約の方法は一般競争入札でございます。

次に、114ページをお願いいたします。

第85号議案の入札の経緯及び入札結果についてでございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格と

して、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級または経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定しております。

115ページをお願いいたします。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に施工計画書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し評価を行う施工体制確認型総合評価方式で実施しました。

施工計画としては、橋梁上下部工工事において、施工上の課題及び配慮すべき事項が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された施工計画書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札者としております。

次に、116ページをお願いいたします。

上段の表が、工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案及び社会的要請に関する技術提案でございます。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には8つの建設工事共同企業体が参加し、平成24年11月22日に開札を行い、評価値を算出しております。その結果、77億5,200万円の予定価格に対しまして、下から2段目の技術評価点が190点、68億6,100万円の入札した横河・日本ピーエス・吉田・吉永建設工事共同企業体が、評価値2.7693と最も高い評価値となり、落札を決定しております。

工事請負契約は以上でございます。

次に、117ページをお願いいたします。

第86号議案工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成23年9月定例県議会において議決された工事請負契約について、工事内容の変更のため金額の変更を行うもので

ざいます。

詳細につきましては、118ページの概要により説明させていただきます。

工事名は大牟田植木線活力創出基盤交付金（改築）内藤橋上部工工事他合併、工事内容は橋梁上部工、工事場所は玉名郡和水町内田地内、請負契約締結日は平成23年10月7日、工期は平成23年10月11日から平成25年9月30日まで、請負業者はピーエス三菱・熊野組・興亜建設工業建設工事共同企業体、変更契約金額は6億7,935万円を6億7,440万2,596円に変更するもので、494万7,404円の減額となります。

契約金額の主な変更理由としましては、仮設支保工の一部の形式変更に伴う減額でございます。

監理課からは以上でございます。

○森浩二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○杉浦康治委員 97ページですけれども、内容でアからクまでいろいろありますが、24年度にテクノ緑地の中でかなりこれの項目に近いような工事がされているかと思うんですけれども、それと関連するところというのはあるんでしょうか。これを想定していたというか。

○内田都市計画課長 テクノ中央緑地につきましては、バリアフリー化を図るために、園路の舗装の補修等を実施してきております。

今回の条例改正は、地域主権一括法の施行に伴いまして条例を改正するものでございますけれども、条例改正前にバリアフリーをやるというような考え方に基づいてやってきているところでございまして、私どもが管理する公園の中では、8割以上のところがバリアフリー化をもう既に実施してきております。

今回、この条例に基づいて、順次バリアフリー化をやっていくという計画でございます。

○杉浦康治委員 ということは、基づいてということで、追加とか変更とか、そういったことは出ないよというふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

○内田都市計画課長 今までやってきたことがこの条例に合致しておると考えておりますので、変更があるということではございません。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。

○西聖一委員 2点です。111ページの住宅条例の一部改正の件ですが、さきの会議で松岡議員から保証人の問題を見直しませんかということで、部長も検討するという答弁をされましたけれども、今回は間に合わなかったということで解釈していいんですか。

○平井住宅課長 今回の改正につきましては、地域自主性一括法の改正に伴う改正ということで行っておりまして、もともと予定はしておりませんでした。今回質疑をいただきまして、九州各県でも連帯保証人の緩和規定を設けているということでございますので、ただ、そのとき部長のほうもお答え申し上げましたが、幾つかの課題等もございまして、そういった課題を整理して、改善についても検討していきたいというふうに思っております。

○西聖一委員 わかりました。

あと1点ですけれども、一番最後の契約変更ですけれども、金額的にいけば重変、いわゆる2割相当の金額ではないような気がしますけれども、工法的に何か重変事項に該当するから今回変更するんでしょうか。

○手島道路整備課長 金額の多寡ではございませんで、5億以上ですので議案になるというふうに認識しておりますけれども。

○西聖一委員 5億以上ということでは——済みません、農政の場合は、何か変更するときには、金額と、あと工法が重変事項に該当するときに契約変更をするから、普通金額が落ちるときはあえて——実績報告で落とすから、契約を変更し直す必要があるのかどうかちょっと。

○手島道路整備課長 済みません、ちょっと私違うような意味で答えてしまいましたけれども、あくまで変更がございましたら、土木のほうは全て変更対象にしております。

○西聖一委員 わかりました。

○早田順一委員 部長の説明の中に、政令市移行後の地域振興や州都実現と、それからみどりの創造プロジェクトについて重点的に取り組んでまいりますというお話でございまして、対前年度比が107.2%と大変予算をつけていただいて、ありがたく思っております。

この重点的の中にそのみどりの創造プロジェクトなんですけれども、この中を見る限りでは、恐らくいろんな課にまたがって整備されていくんだろうと思いますし、たしか農林水産のほうも一緒に入っているんですかね。合わせて6億5,900万予算がついているみたいですが、ちょっとどういうイメージなのかが湧かないものですから、その詳しい説明をお願いしたいと思います。

○金子監理課長 みどりの創造プロジェクトの事業は、公共事業の約1%、投資事業のやつを1%使うということでございますけれども、基本的に沿道の景観の整備とか河川の整

備、あるいは都市公園関係の整備、あるいは港湾の整備あたりの事業でございます。

内容としましては、地域振興とか観光振興に資するような事業をピックアップさせてもらって、この事業に位置づけをしております。具体的には、例えば国道266号の5号橋関係の周辺で展望所あたりを整備したりして観光の誘客あたりにつなげていただくとか、そして事後的な管理の問題もありますので、その後の管理については、できるだけ地元の市町村とかNPOあたりで対応して、管理費用がかからないようなものをピックアップしてこのプロジェクトの中に位置づけてやっております。

以上でございます。

○早田順一委員 今説明いただきましたけれども、整備した後の管理というのが市町村とかNPOということでもありますけれども、そうなってくると、そういった団体の意見も十分反映をされて整備されるということですか。

○金子監理課長 既に計画段階から、市町村とか団体あたりに一緒に入っていて、整備計画をつくる段階から意見を聞いて、あと整備後についてはそういった団体等で行ってもらうような——協定になると思いますけれども、システムをつくって動かそうというふうに動いています。

○早田順一委員 もう1点いいですか。34ページの砂防課なんですけれども、土砂災害警戒区域の指定事業ということで予算がついておりまして、次の35ページも、基礎調査事業費ということで8億5,800万ほど予算がついております。これは、目標としては100%までは平成28年度までに事業を終わらせるということだったというふうに思いますけれども、大体平均的に割ってこの予算をつけられ

ているのでしょうか。ちょっとそれからまずお願いします。

○古澤砂防課長 早田先生の御質問のとおり、平成28年度までに基礎調査を完了したいということで、年度割である程度均等に予算を今配分して計画を立てております。

以上でございます。

○早田順一委員 それと、この指定をするときの基準、国の基準だというふうに思いますけれども、前回も言いましたけれども、阿蘇なんかは火山灰とかが多くて、指定がなかったところが崩れたりとかしていましたが、そういう基準の見直しとか、そういうのは国から話があったとか、そういうのはないのでしょうか。

○古澤砂防課長 早田先生御指摘のような形で、阿蘇でそういう特異なところがあったということは国のほうにも御報告させていただいて、国のほうもそういうものがあるということは認識されております。

その見直しにつきましては、国のほうも全国的なことで検討されていくと思えますけれども、まだ時期的な話はちょっと聞いておりません。我々のほうも、いわゆる土砂災害危険箇所ということで、平成10年から14年で点検しておりますけれども、それを今回の土砂法に基づく基礎調査の中で全域を調査するという形になってくると思えます。土砂法に規定されている基準で、それで漏れていたところもある程度拾えていくのかなというように考えております。

今御質問の阿蘇地域につきましては、崖だったら、例えば急傾斜であるとよく言えますけれども、勾配が30度以上、そして、その崖下に人家がある、あるいは砂防の土石流危険渓流でございましたら、いわゆる沢形状をしているといったところが我々の土砂法の中の

対象になってまいります。

昨年、阿蘇では、30度未満で、かつその崖下から家のあるところまでが非常に長いところにあったということで、いわゆる急傾斜という概念からちょっと外れているところがあった、いわゆる山腹と言ったがよろしいのかもしれないけれども、そういったものがあったと。それから、土石流危険渓流でございますけれども、いわゆる沢形状をしていない、専門的にはゼロ次谷とか言っておりますけれども、それも山腹に近いものでございまして、それがやはり土石流危険渓流のカウントと申しますか、調査からちょっと漏れていたということがございました。

そういうものを含めまして、今、我々のほうで、協議の中でそういうのを含めてもう一回見直して、今回阿蘇地域につきましては、基礎調査を前倒しでちょっとやっていきたいと考えておりますので、その中でいろいろ検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○早田順一委員 この指定の仕方なんですけれども、いろいろ見ていると、何か図面上でただ指定をされているような感じがするんですよ。例えば、現場でも、今言ったように、崩れやすいところもあるし、今度は反対に指定を受けとつても、例えば砂防ダムとか治山ダムとか整備をしたりとかやって、もう外れてもいいんじゃないかというようなところも見受けられるわけですよ。だから、そういう、何と申しますか、図面上だけじゃなくて、現場をしっかりと見て、地質も、地盤がしっかりとしているとか柔らかいとか、そういったものをしっかりと見て指定をしていただきたいというふうに思っております。

私の近くのところも、保育園とか学校とかあるんですけれども、そこも、砂防ダムじゃないんですけれども、治山ダムとか幾つかやって、地盤もしっかりしているんですよ。

だから、そういったものが指定が——レッドゾーンとかイエローゾーンとかがあるだけで、田舎というのはそこに人が——学校とか保育園がもうなくなる可能性が出てくるんですよ。そういった影響もあるものだから、しっかりと現場を見てぜひこれはやっていたきたいので、これは国に言っていたかなきゃいけないかと思えますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

○古澤砂防課長 土砂災害警戒区域の中で、先生御指摘のように、土質、地質関係、これにつきましては、非常に難しいと言ったら語弊がございますけれども、いろいろな地質で非常に違ってくるということで、画一的に、シーファイと言っていますけれども、そういう土質の力学的なものを検討させていただいて決めさせていただいております。

それぞれの地質を見る学識経験者にしろ担当者にしろ、その判断というのは非常に難しいところがございます。ある程度明確といえますか、客観的なものというのが、先生おっしゃいましたように、地形だとか勾配だとか、そういう谷地形のほうが非常にわかりやすいということで、そういう判定基準になっております。

確かに、地質によるもろさというのは我々も非常に認識しております。これをどこまで加味して指定をやっていくかということが、非常にまだ学問的と申しますか、我々地質的にも非常に難しい面があるというふうに理解しております、これは今後の課題だというふうには私個人としては思っております。

○早田順一委員 ぜひお願ひします。

○内野幸喜委員 営繕課、住宅課のところ、県有施設の保全、改修等に要する経費とか、県営住宅のストックを長期間有効に活用するための改修に要する経費とあります。

たまたまきのう、管財課の方からいろいろ話を聞いて、県有財産の保有総量の最適化ということでこれから進めていくと。これは、道路とかは別として、例えば建物とか、いろんなものに耐久年数もあって、全てを例えば補修とか建てかえとかするのであれば、400億ぐらいかかるんじゃないかという試算がありました。

やっぱり今の県財政が厳しい状況の中で、いろんな整理とかも必要になってくると思うんですけども、例えば今土木部で管理している県有財産で、これから補修とか、場合によっては建てかえとか、そういった見込みというか、どれぐらいあるんですか。件数とか金額とかというのは、大体。

すぐには難しいなら——そうしたら、これからやっぱりそういった建物というのは結構出てくるんですかね。

○田邊宮繕課長 営繕課でございます。

今の委員の御質問に直接答える資料というのは持ち合わせてはおりませんが、先ほど営繕課で御説明しました県有施設の保全改修費というものにつきましては、これは営繕関係の仕事をしているのは営繕課が主ですが、例えば学校施設ですと施設課が行ったりとか、警察本部では会計課が行ったりとかいうのがありまして、営繕が担当しているのが116施設ございます。その通常の修繕とかの費用がこの金額ということはございますけれども、実際に今後どういった形で建てかえをしていくかとかいうことにつきましては、それぞれの課についても、まだはっきりとした計画というのは持っていないというのが現状でございます。

○内野幸喜委員 さっき言ったように、管財課のほうがそういうちょっと動きがあるという中で、やっぱりそれぞれの課によって、これは必要な施設だから残さないといけないと

か、廃止とかじゃなくて必要な施設だということ、改修とか出てくると思うんですよね。そうしたときに、これから、例えば1970年代とかにつくっているものとかについては、やっぱり耐震化というのはされていないものも例えばあると思うんですよね。そういった費用というのは、これからやっぱり上がってくるんですか、どうなんですかね。やっぱりふえてくるんですか。

○田邊営繕課長 今委員御指摘のとおり、これから先、昭和40年代、50年代の建物について、建てかえの時期ですとか、あるいはさらに長寿命化をするための改修が必要な時期を迎えているものが多数ございますので、そういった金額はますます上がってくるものというふうに考えております。

○内野幸喜委員 見通し、大体どれぐらいになるかとかはわからないわけですね。これは、何かそういう資料があれば、今度また私に。

○田邊営繕課長 はい。

○岩中伸司委員 住宅関係が出ていますので、105ページの78号の条例制定について。

県営住宅の条例なんですけど、これは国の公営住宅法の一部改正に伴って改正する必要があるという理由で提案されていますが、これは国の改正イコール県の条例改正にしなければならないということですかね。そうじゃない。

○平井住宅課長 例えば、これまで法令で収入基準等が定められておまして、それも、法令のほうではそういった基準はなくして条例で定めなさいということになりましたので、必然的に条例で定める必要があったということでございます。

○岩中伸司委員 であれば、国の基準のとおりに進めていくということでもなくとも、県独自のこの条例ですから、入居基準の問題について、こういう形の金額に——これは現状よりもかなり下がってくるんでしょう。

○平井住宅課長 この基準は、改正前に法令で定められていた額と同じ額としております。

今おっしゃったように、この収入基準につきましても、15万8,000円は参酌する額というふうに国から示されております。それを基準にして、それぞれ地域で特殊な事情がある場合には変えてもいいというのがその趣旨でございまして、県の場合も、この収入基準をもう少し上げる下げるということは検討はいたしましたけど、やっぱりそれぞれに課題がございまして、当面は、この国が定めた額をそのまま条例で定めたいというふうに思っております。

○岩中伸司委員 国の改正で下げられても——下げるといって、国は。そのままですか。

○平井住宅課長 そのままでございます。上げる下げるも少し検討はしましたが、やはりいろいろ課題がございまして、この改正におきましては、これまで国のほうで定められた額と同額を今後も同じ収入基準としたいということでございます。

○岩中伸司委員 そうすると、公営住宅法の法改正は、もうこの金額のままだったということですかね。例えば、障害者の場合は21万4,000円、そうでない場合は15万8,000円ということ書かれていますけれども、そういう理解でいいんですか。そうしたら、これまでどおり、県の基準は、今答弁あったとおり、

これまでの基準はこれであるし、今後もこれでいくということですよね。それを再確認。

○平井住宅課長 これまでは政令で定める額というふうに法で規定されておりましたが、今回は条例で定める額というふうに法のほうで書きかえられております。ですから、国の額が15万8,000円とそれまで決めてあったものが、今回、条例で同じ額、15万8,000円として条例で規定したということでございます。

○岩中伸司委員 それでは、条例で定めることができるということに変わって、特別これまでとは変化ないという理解の仕方でいいですかね。

○平井住宅課長 同じでございます。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。

○岩中伸司委員 24ページで、路木ダムに4億円だったかな、今回増額ということになっていますが、これは追加はどういう形、どういうところが……。

○林河川課長 増額の理由ということで。

○岩中伸司委員 はい。

○林河川課長 路木ダムにつきましては、先ほど御説明しましたように、最終年度ということになりますので、不測の事態に備えまして全体事業費を4億円増加いたしております。

その増額の理由なんですけれども、複数ございますけれども、大きなものは2点ございます。1点目は、ダムの基礎岩盤の対応に伴う増。基礎岩盤と申しますのは、ダムが乗る下の地盤、そういうことになりますけれども

も、これは実は掘削した結果なんですけれども、基礎岩盤の中にはいろんな亀裂がございますけれども、その小規模な亀裂が上下流方向に予想以上に発達していたということがわかったということがございます。

これは、ダムの安定性自体には全然支障はございませんけれども、将来的に漏水を助長することも考えられますので、我々はグラウトと呼んでおりますけれども、そういった地盤改良といいますか、基礎処理を行って確実な止水処理を行いたいというのが1点でございます。

もう一点が、のり面工法の変更に伴う増というものがあります。これも同じように地山を切土しました結果、のり面に割れ目の多い岩盤が出てまいりまして、当初は、緑化工法と申しまして、吹きつけするだけだったんですけれども、それだけじゃ将来的にやっぱり小さな崩落等も考えられますので、のり枠と我々呼んでいますけれども、補強工法を追加したということでこういった増加になるということです。

ただ、いずれにいたしましても、工事の進展に伴ってあらかじめ予測できない事柄が判明したということでございます。

○岩中伸司委員 そういうことは起こり得ると思うんですね。最初からいろんな指摘はされていたというふうに思うんですけれども、そういうことでの増額と、その増額そのものは理解できましたけれども、基本的には、私は、このダムの建設はちょっと最初から反対をしているもので、そこら辺の出発点は違うんですが。

それともう1つお尋ねしますが、きょう説明いただいた中に、立野ダムの県の負担金というのは幾らぐらいかというのは……。

○林河川課長 今すぐちょっと手元に資料はございませんので、後ほど委員長の御了解を

いただいて御報告させていただければと思います。

○岩中伸司委員 やっぱり負担金はあるんですね。3割ぐらいですか。

○林河川課長 河川法による県の負担額というのが定めがございまして、河川改修ですと3分の1なんですけれども、ダムのような大規模な工事については10分の3ということになっております。ただ、実質的には、後進地かさ上げとか、そういった制度もございまして、実質的な負担額はもうちょっと下がります。

○岩中伸司委員 その金額は、また後で教えていただきたいと思います。

○早田順一委員 37ページの建築課なんですけれども、くまもとアートポリスの推進に要する経費とありますけれども、このアートポリス事業は、以前からいろんな課題がありながらも熊本県として推進をされて、いろんな建物を建ててきておられますけれども、平成25年度というのは、大体どれぐらいの物件を建てられるのでしょうか。

○坂口建築課長 今工事がなされていますものが、県立の球磨工業高校の管理棟が1棟ございます。これは来年度の7月中ぐらいに一応完成する予定になっております。それから、市町村で行われております工事がございまして、宇城市の豊野小中学校が今度3月末に一応竣工する予定になっております。それから、和水町の2つの地区で小中学校の改築が行われておりますので、その分はまだ、工事が今始まっているのが1カ所、今後始まるのが1カ所ということになります。それから、天草市でリップランドに日よけのあずまやをつくっておりますが、それがことしの

3月中にも完成する予定になっております。

現在のところ、一応そういうことで工事と設計が進んでいるものは以上でございます。

○早田順一委員 これは、今設計されている分も今の件数の中に入っているのでしょうか。

○坂口建築課長 今設計が進んでいるものということでございますか。

○早田順一委員 はい。

○坂口建築課長 今設計だけ進んでいますものは、和水町の菊水小中学校が今設計中でございます。それから、和水町の三加和小中学校が、一部まだ設計が残っているという状態でございます。

○早田順一委員 ということは、平成25年度は5棟、5件分ということなんですかね。

○坂口建築課長 はい。天草の分はことしの3月で終わりますので、工事中になりますのは、天草と宇城の豊野小中学校は終わりますので、工事が残っておりますのは、和水町の2つの小中学校と県立の球磨工業高校の管理棟のその3カ所でございます。

○早田順一委員 県としても、木造率、これを平成32年には現在の15.3%から30%ということで目標値を掲げておられますけれども、アートポリスもこういったことで配慮はされているのでしょうか。

○坂口建築課長 木造化率につきましては、県下各市町村ともども目標を掲げておると思いますので、我々も、木造化できるもののはできるだけ——純木造でできないものもございまして、コンクリートと組み合わせて木造

化を図るとかあるいは内外装に木材を使っていただくようお願いしているところがございます。

○早田順一委員 ちょっとアートポリスから離れますけれども、公共事業で木造化ということで、県あるいは市町村も計画を立てられて進めておられますけれども、決算特別委員会だったと思いますけれども、福祉施設とか保育園とか幼稚園とか、そういったところにも、横の連携ということで、しっかりその取り組みをしてくれということで、ちょっとどなたか忘れましたが、委員の先生がおっしゃったかというふうに思いますけれども、その点についてはどのような感じで進んでいるのでしょうか。

○坂口建築課長 我々の直接の所管ではございませんが、福祉施設のそういった施設整備の審査会にちょっと私も出させていただいておりますので、その状況をちょっと御報告申し上げますと、福祉部局におかれましても、民間からのそういった施設整備に当たりましては、木造化に対して非常に指導をなさっている状況を伺っております。

○早田順一委員 これは保育園の整備なんですけれども、平成25年度、22カ所何か要望をされているそうでありますけれども、そのうち県に具体的な整備計画を提出されている19カ所のうち2カ所が木造での整備を実施予定であるということで、ほかの17カ所についてはそれ以外ということで話があっているわけですよ。

そこの保育園関係の先生方の御意見とか、いろいろあるんだろうというふうに思いますけれども、県としても、かかわる以上は積極的にその推進をぜひしていただいて、今その目標に向けて——何%かちょっとわかりませんが、そういった目標を上回るぐらい

の整備をしっかりとしていったらいいと思いますか、やっぱり山の恩恵というか、そういったものを我々はしっかり受けているわけですから、ぜひそういった意味で取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○坂口建築課長 直接私のほうで指導するわけにはいきませんが、福祉部局のほうにきょうの先生の御意見はお伝えさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○早田順一委員 これは、大体それぞれの課に言わなんわけですか。それとも、どこかで把握しているところがあるのでしょうか。

○坂口建築課長 全体の県内の施設整備に関します木造化につきましては、農林水産部のほうが所管しているということになると思いますけれども、おのおの所管部局での補助事業等につきましては、それぞれの部で取り組んでいただいているというふうに思っております。

○早田順一委員 よろしくお願ひします。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。ないですか。

○岩中伸司委員 1つだけ、簡単なやつをちょっと。

全く認識がなくて、11ページで、これはいいことか悪いことか非常にわからぬですが、道路管理事業の中でロード・クリーン・ボランティアで331万9,000円ですが、これは具体的にどういう事業で、どんな形になっているのか。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます

す。

今の委員の御質問は、331万9,000円のロード・クリーン・ボランティアの内訳ということによろしいんですか。

○岩中伸司委員 はい。

○亀田道路保全課長 主な内容につきましては、経費の内訳は、ボランティアで作業をされる際の傷害保険、これは短期のやつです。あるいは、水をまくためのホースとか、清掃するためのほうきでありますとか、そういう消耗品的なやつについて支給をしております。

今、締結団体が約400団体ぐらい、県とのボランティア協定を締結しております。

以上でございます。

○岩中伸司委員 確かに、おっしゃられるように、ボランティアで道路清掃をやったりしているときに、けがをしたりとか、いろんな備品が要ったりとかと、今具体的にホースとか言われたんですが、その経費は、まあ要ることは要るなと思うんですが、その400団体が登録されているというのは、これは主にどんなところですか。老人会とかじゃなかったりょうかね。建設業ですか。

○亀田道路保全課長 24年末の団体の登録の数字なんですけれども、約480ございまして、この内訳の大半が企業関係でございます。地域のボランティア、おっしゃいましたように、老人会とか自治会とか、そういった方々もいらっしゃいます。

○岩中伸司委員 これは私たちが見かけているとおり、例えば道路の脇に空き缶を捨てているとか、そんなことの作業のことを指すんですか。道路自体をどうこうするということがじゃないと思うんですけれども。

○亀田道路保全課長 例えば、植栽ます、道路に植樹帯がございましてけれども、その草取りの奉仕でありますとか、あるいは草刈り、または花を植えてその花を育てるとか、もろもろその内容はそれぞれの団体で違っておりますけれども、さまざまな奉仕活動をされているということです。

○岩中伸司委員 確かに、見かければ花壇になっているところとか、ああいいなというふうな感じで通ることもあるんですが、草刈りとかなんとか、本来は行政のほうでやっていかぬ内容もいっぱいあるんですよ。そこをボランティアで代替しているということでしょう。

○亀田道路保全課長 目的の一つとしては、今日の厳しい財源の中での維持管理費の縮小といいますか、相当今厳しい状況で管理者もやっております、要は経費の節減というのもボランティアへの期待をしているところの一つなんです。ですから、やっていただいた分は、少なくとも維持管理費の節減にはつながっているというふうに認識しておりますけれども。

○森浩二委員長 ほかにありませんか

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第33号、第38号から第40号まで、第45号、第70号から第78号まで、第85号及び第86号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「33号」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 それでは、一括採決反対の表明がありました議案第33号について、挙手により採決します。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○森浩二委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第38号外14件については、一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号外14件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。その他で何かありませんか。

○西聖一委員 当初予算も今審議しましたけれども、補正も合わせて今度の土木の事業、大変な量になってきています。そこで、県が30人の臨時職員を雇うということになっていきますけれども、今その経過はどのようになっていますでしょうか。

○金子監理課長 3月6日で募集を締め切っておりますけれども、163名の応募があったと聞いております。

○西聖一委員 やっぱり予想以上に多いので、相当優秀な方も採用できるかなと思うんですが、その方たちを責めるつもりはさらさらないので、私は2つちょっと心

配しているのがありまして、1つは、事業のお手伝いで入ってくるんでしょうけれども、必ず事業を竣工した後は国の会計検査が入ったりして、それが5～6年後なんですよ。すぐ入ることはなかなかないので。そのときに、担当した職員がいないのであれば、残っている正規の職員は相当負担がまた来るんじゃないかなというのが1点と、それから、優秀な方が、まあ県の経験者もおるでしょうけれども、民間の経験者もおるでしょう。そうすると、これはうがった言い方ですけども、民間の業者が送り込まれてくる人もあって、いわゆる事業の入札価格が漏えいする可能性もあるんじゃないかなと。まあ、ないようにせないかぬですけども、そこら辺の対策はどういうふうにするのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○金子監理課長 まず、応募者のうち50歳以上の方が8割近くであると聞いております。比較的高齢の方が多いということでございます。あと行政経験がある方は余りいらっしゃらないので、したがって、任期つき職員の方の業務内容というのは、どちらかという会計検査が必要となるような大きな事業とか難しい事業は正規職員が担当して、いわゆる軽微な業務の発注あたりを担当するということになりますので、会計検査等の対応が必要になる業務には比較的つきにくいということだろうと思います。

また、仮に会計検査が入った場合、その任期つき職員が担当した業務であっても、基本的には組織的な対応をいたしますので、会計検査上の問題はないんだと思っております。

それと、秘密というか、情報の管理というか、そういう件ですけども、任期つき職員についても地方公務員法が適用されますので、いわゆる秘密の保持が法律で義務づけられますので、任期つき職員が離職した後も適用されますので、地公法上の適用を

受けるということで担保するという事になるかと思えます。

○西聖一委員 当然そうなると思えますけれども、やっぱり本来であれば正規職員がきちっと対応する業務だと思うんですよね。安易に臨時職員で賄って、もうできるんじゃないかということで、次もいろんなことがあったとき臨時採用職員でいいんじゃないかとなると、非常に私としても懸念するし、やっぱり公務員の守秘義務というのは相当重いということをしっかり認識して業務に当たらなければ、いろんな事件が起こったとき大変だなと思いましたので、よろしく願いいたします。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 今ちょうど西先生の話もありましたけれども、今、熊本県は、財政健全化ということで、職員を大幅にふやすということではできないわけですよ。少しずつ減ってきていると。そういう中で、やっぱりそれぞれ一人一人の職員の方に求められる役割というのが、非常に以前より大きくなってきていると思います。若い人に対して、ベテランの方とかもスキルを継承したりとか、そういったこともやっぱり必要になってくると思います。

そこで、期待される職員像というか、求められる職員像、これは本来部長に聞くべきところだと思うんですけども、聞くところによると、今回課長以上の方で2人ほど退職される方がいらっしゃるということなので、これまでの経験も踏まえて、後輩に対する激励も含めて、その辺のちょっと話を聞かせていただければと。用地対策課長と道路保全課長に。

○鳥山用地対策課長 用地対策課長の鳥山で

ございます。

私は、これまで20年間用地業務に従事してまいりましたが、用地は、地権者の方々お一人お一人と交渉を行いまして、御納得いただくまで丁寧に説明し、御契約をいただくことになりましたため、地権者の方々から感謝される仕事だと考えて努めてまいりました。

そのためには知識の習得とか勉強が必要ではございますけれども、私は、幸いにも周囲の方々に恵まれまして、感謝されることが多うございました。このことは、各用地職員には機会あるごとに話をいたしまして、用地を好きになってもらうように指導してきたところでございます。

今後、このように考えまして、粘り強く、丁寧に交渉していただくよう指導してまいりたい、また、そのように伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○亀田道路保全課長 私は、技術職で約40年間過ごしてまいったわけですが、委員がおっしゃったように、確かに事業量そのものは、熊本県の土木部の場合は、平成8年ごろが一番ピークで、それからしますと、今日は約4割ぐらいに落ち込んでおります。同じように、今呼応する形で職員数も行財政改革でやっぱり相当数減っておりまして、1人当たりの負担というのは、まあいろんな中身が違いまして、当時、平成8年ごろから比べると、さらにまた住民に対する説明責任のあり方とか、相当そういった事前調整等に労力をとられておりまして、1人頭の個人個人の業務量というのはむしろふえているような状況でございます。

このような中で、財政が逼迫しているからといって、本当に将来的に必要な、例えば天草幹線道路の整備でございますとか、そういう真に必要な公共事業はやっぱり着実に推進

する必要がございます、そして後世にバトンタッチをする必要もございます。

さらにまた、今日、笹子トンネルに代表されますように、社会資本の老朽化への対応がいろいろ社会問題化になっておりまして、この辺本当にしっかりと取り組んでいかないことには、相当将来的に大きな問題になるということもございまして、公務員技術者に今後求められるあるべき姿といたしますか、そういうことを私ながら考えてみますと、何といたしますか、それぞれの個人個人でスペシャリストになりなさいとか、そういう話はなかなか、そういう状況なものですから、専門性を高める必要も確かにあるんですけども、公務員技術者としては、やはり民間の高度な技術力でありましてかあるいは有識者あたりの意見をいかに取り入れて、いろんな社会情勢とか、そういったことを考慮しながら事業の必要性を説明していく、そういう役割が公務員技術者には求められているのかなと思っております。

そういったことから、確かに出先の——少し長くなりますけれども、係長さんとか課長連中が相当今忙しいものですから、若手が入ってきても、なかなか現場と一緒に連れていくとかいう、そういう機会が少のうございます。我々が若いときは、やっぱり先輩とか上司と一緒に現場に行って、現場で教わるのが相当ございまして、どうしても自然が相手の仕事なものですから、現場で会得することが非常に重要でございます。その辺が少し今日の若手の技術者には、まあかわいそうといえますか、我々もその責任の一端を担っておりますけれども、ちょっとそういうところが心配だなというところはございます。

最終的には、でも、若い方も、やはり御本人の心、意識の問題だろうと思っておりますけれども、そういうことを情勢を図りながらしっかりした公務員技術者を育てていければなというか、いつてほしいなと考えております。

以上でございます。

○森浩二委員長 ないですね。——なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

それでは、これをもちまして第10回建設常任委員会を閉会します。

午前11時57分閉会

○森浩二委員長 なお、本日は、本年度最後の委員会でございますので、私と淵上副委員長から一言ずつ御挨拶を申し上げたいと思います。

本当に1年間、大変お世話になりました。各委員の温かい御指導、御協力をいただきながら、淵上副委員長とともに円滑な委員会運営に努めてまいりましたが、委員の皆様方におかれましては、終始熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。また、船原部長を初め執行部の皆様方の御協力につきましては、心からお礼を申し上げます。

この1年を振り返ってみますと、7月の広域大水害がやっぱり一番の思い出といえますか、委員長になりまして、こう言っては悪いですけれども、阿蘇の土木部長あたりとちょっと話したとき、あなたがその部長で行ったら多分災害があるよ、俺も委員長になったけんあるばいたと言っていたら、本当にこういう大災害になってしまいました。

本当にあのときはどうしようかなと考えましたけれども、皆さん方の鋭い対応で、今復旧・復興事業に本当に着実に進んでいかれていることを、我々委員としても、本当に感謝申し上げます。

そういうわけで、私も、この委員会、きょうで最後ですけれども、ここに来たかったですけれども、自民党の上のほうであんまり行き過ぎだということで、年を改めましてまたこの委員会に復帰したいと思います。

ただ、一つ懸念することは、今まで平成2

年の大水害からあんまり大きな災害が起こってなくて、現場のほうの技能労働者あたりも不足し、職員の皆さん方も、技術力といえますか、そういうのが今ちょっと若い人たちには不足しているんじゃないかなと、そういうのが見受けられましたので、これからまた一層技術に研さんされて、この熊本の土木行政を引っ張っていってほしいと思います。

本当に1年間お世話になりました。

○淵上陽一副委員長 それでは、一言御礼を申し上げます。

まずは、この1年間、森委員長初め各委員の先生方、そして執行部の皆様方には、それぞれ御支援をいただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

また、今回定年をされるということであり、本当に長い間県庁マンとしてお勤めになられた、心から御慰労を申し上げまして、熊本県に住む一人として感謝を申し上げたいというふうに思います。

今委員長からお話がありました、災害でありましたり、また緊急経済対策、それぞれに課題があるかというふうに思いますけれども、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

実は、副委員長にならせていただいたときに、もしかするとまた何かあるんじゃないだろうかというふうに私は思っておりました。経済常任委員会、農林水産常任委員会、そしてこの建設常任委員会の副委員長を3回仰せつかったわけでありまして、経済常任委員会の副委員長のときは、アメリカ発と言われた経済、大変がたがたとなったわけであり、また、農林水産常任委員会の中には口蹄疫と赤潮でありまして、そして建設常任委員会になったときはこの災害でありまして、誰にも言うことなく、本当に自分の行動を改めようというふうに思っておりましたけれども、私だけじゃなくて委員長がというこ

とで少しは安心したわけでありまして。

本当にわずかな1年間でありましたけれども、皆さん方に心から感謝を申し上げまして、御礼の御挨拶にかえさせていただきま。ありがとうございます。

○森浩二委員長 本当にありがとうございます。これで終わります。

午後0時1分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長